

空き家等の調査を実施します

防犯・防災を目的とした空き家等の調査を4月下旬から7月末までの予定で実施します。

管理不全となった空き家等は敷地内の樹木の倒木、雑草の繁茂や害虫の増殖、外壁や建材の飛散など、付近の景観や生活環境に悪影響を及ぼす問題を引き起こし、防犯・防災上のリスクを高めております。

また、大規模災害が発生した際には、建物や塀の倒壊等も予想されることから、その把握に努め、非常時には迅速に対応できる体制を確立しなければなりません。

市では自治会長等に依頼し、空き家に関する実態調査を実施しています。調査については、敷地外観の目視等による調査となりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

■問い合わせ先
生活安全課 ☎(40)5555

県央広域都市圏生活行動実態調査にご協力ください

生活行動実態調査とは、いつ、どのような人が、どのような目的で、どのような交通手段で、どこからどこへ移動したかなど、ある特定の一日の活動状況を調べるもので、下野市を含む7市7町で実施されます。得られた結果は、将来のまちづくりに幅広く活用されます。

なお調査は、無作為に抽出して選ばれた方にアンケート調査をお願いするものです。アンケートは、5月下旬頃に郵送します。

ぜひご協力の程よろしくお願いたします。

■問い合わせ先

・県央広域都市圏生活行動実態調査サポートセンター
☎0120(627)772
・都市計画課
☎(48)2114

斎場使用料補助金について

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金を交付します。

一時、管外料金を全額支払っていただき、補助金申請・請求後に市より補助金が交付されます。

■対象者 亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

■対象施設 全国全ての斎場での火葬及び待合室

※「宇都宮市 悠久の丘」及び「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

■補助金額（上限）

火葬 1体につき 58,800円
待合室 1室1回につき 16,510円

式場等 管外料金と管内料金の差額

■申請方法 補助金交付申請書に領収書を添付し、環境課または市民課南河内窓口・石橋窓口へ提出してください。

■管外斎場

○石橋地区の方・全ての斎場
○国分寺・南河内地区の方・小山聖苑以外の斎場

■申請・問い合わせ先

環境課 ☎(48)5559

私たちの生活の安心・安全を脅かす不法電波をシャットアウト！

総務省では、6月1日～10日を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化します。

■問い合わせ先

関東総合通信局
○不法無線局による混信・妨害について
☎03(6238)1939

○テレビ・ラジオの受信障害について
☎03(6238)1945

○地上デジタルテレビ放送の受信相談
☎03(6238)1944

募集

自治基本条例情報紙編集委員会委員募集

自治基本条例情報紙の取材、編集を行う編集委員を募集します。

■内容

自治基本条例情報紙の取材、編集を行う編集委員を募集します。

■任期

情報紙発行まで（平成27年1月発行予定）

■会議開催回数

全7回程度

■謝礼

情報紙の発行後に謝礼があります。

■公募人数

若干名

■応募資格

- ①下野市に在住または通勤通学する18歳以上の方
- ②ほかの審議会等の委員でない方
- ③会議に出席できる方

■募集期間

5月7日～28日

■選考

書類審査

■問い合わせ先

〒329-1049 下野市小金井1127
下野市総合政策課
☎(40)5550 FAX(40)5572
sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp